

議会運営委員会

令和7年11月17日（月）

午前9時30分

第2委員会室

議題

- 1 令和7年第6回（12月）尾張旭市議会定例会の運営について
- 2 令和8年度議会費予算の概要について
- 3 令和9年度議会費予算要望について
- 4 尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程の一部改正について
- 5 長期欠席議員の議員報酬等の減額について
- 6 議会の手続に係るオンライン化の推進について
- 7 尾張旭市議会議場説明用持込物品等に関する申し合わせ事項の一部改正について
- 8 その他

配付資料一覧

【議題 1 資料】

- 1 令和 7 年第 6 回（12月）尾張旭市議会定例会日程（案）
- 2 議事日程（案）第 1 日目、第 2 日目以降
- 3 令和 7 年第 6 回（12月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧、議案等の概要
- 4 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書
- 5 「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書採択に関する陳情
- 6 陳情文書表（データ配付）
- 7 要望書等文書表

【議題 2 資料】

- 8 令和 8 年度 議会費予算要求額

【議題 3 資料】

- 9 令和 9 年度 議会費予算要望事項

【議題 4 資料】

- 10 尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程【新旧対照表】

【議題 5 資料】

- 11 長期欠席議員の議員報酬等の減額について
- 12 尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例 正副委員長案
- 13 議員報酬等の減額算定の考え方について

【議題 6 資料】

- 14 オンライン化を検討する手続 一覧

【議題 7 資料】

- 15-1 尾張旭市議会議場説明用持込物品等に関する申し合わせ事項【新旧対照表】
- 15-2 尾張旭市議会議場説明用持込物品等に関する申し合わせ事項【改正後】

【議題 8 資料】

なし

令和7年第6回（12月）尾張旭市議会定例会日程（案）

(会期22日間)

開催日	曜日	開議時間	会議名	日程等
第1日 11月27日	木	午前9時30分	本会議	1 議会運営委員長報告 2 会議録署名者の指名 3 諸報告 4 会期の決定 5 委員会の所管事務調査報告の件 第58号議案から第74号議案まで上程、提案理由の説明
第2日 11月28日	金		休会	
第3日 11月29日	土		〃	
第4日 11月30日	日		〃	
第5日 12月1日	月		〃	
第6日 12月2日	火		〃	
第7日 12月3日	水	午前9時30分	本会議	1 一般質問 2 議案質疑 3 議案の討論、採決又は委員会付託 4 請願・陳情
第8日 12月4日	木	〃	〃	
第9日 12月5日	金	〃	予算決算委員会 (全体会)	総括説明及び人件費予算の説明(一般会計のみ) 分科会への割り振り
第10日 12月6日	土		休会	
第11日 12月7日	日		〃	
第12日 12月8日	月		〃	
第13日 12月9日	火		〃	
第14日 12月10日	水	午前9時30分	福祉文教委員会	付託議案等の審査
		福祉文教委員会終了後	予算決算委員会	付託議案の審査
第15日 12月11日	木	午前9時30分	都市環境委員会	付託議案等の審査
		都市環境委員会終了後	予算決算委員会	付託議案の審査
第16日 12月12日	金	午前9時30分	総務委員会	付託議案等の審査
		総務委員会終了後	予算決算委員会	付託議案の審査
第17日 12月13日	土		休会	
第18日 12月14日	日		〃	
第19日 12月15日	月	午前9時30分	予算決算委員会 (全体会)	分科会会长報告及び報告に対する質疑 討論、採決
第20日 12月16日	火		休会	(予定：午前9時30分 各派代表者会)
第21日 12月17日	水	午前9時30分	議会運営委員会	
第22日 12月18日	木	午前9時30分	本会議	1 議会運営委員長報告 2 諸報告 3 委員会の所管事務調査報告の件 4 委員長報告及び報告に対する質疑 付託議案等の討論、採決

※ 委員会等の開催は予定であり、変更となる場合があります。

議事日程（案）第1日目

議会運営委員長報告

第 1 会議録署名者の指名

（ 榎原 利宏 議員 ）

（ 大島 もえ 議員 ）

第 2 諸報告

議長報告

第 3 会期の決定

（会期 22 日間）

第 4 委員会の所管事務調査報告の件

議会運営委員会

第 5 第58号議案から第74号議案まで

上程、提案理由の説明

議事日程（案）第2日目以降

第 1 一般質問

第 2 議案質疑

第 3 議案の討論、採決又は委員会付託

第 4 請願・陳情

令和 7 年第 6 回（12月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧

議案（17件）

番号	件名
第 58 号議案	令和 7 年度尾張旭市一般会計補正予算（第 4 号）
第 59 号議案	令和 7 年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 60 号議案	令和 7 年度尾張旭市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）
第 61 号議案	令和 7 年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 62 号議案	令和 7 年度尾張旭市水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 63 号議案	令和 7 年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
第 64 号議案	尾張旭市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び尾張旭市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について
第 65 号議案	尾張旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について
第 66 号議案	尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
第 67 号議案	尾張旭市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第 68 号議案	尾張旭市職員の給与に関する条例等の一部改正について
第 69 号議案	尾張旭市立小中学校体育施設使用料条例の一部改正について
第 70 号議案	尾張旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
第 71 号議案	尾張旭市下水道条例の一部改正について
第 72 号議案	尾張旭市水道事業給水条例の一部改正について
第 73 号議案	尾張旭市火災予防条例の一部改正について
第 74 号議案	市道路線の認定及び廃止について

議案の概要

・ 議案（17件）

第58号議案 令和7年度尾張旭市一般会計補正予算（第4号）（財政課）

(単位 千円)

	補正前予算額	33,221,695	補正予算額	△270,808	補正後予算額	32,950,887
主な 歳入	国庫支出金					
	・障害者自立支援給付費等負担金				73,500	
	・社会資本整備総合交付金				△235,100	
	・都市構造再編集中支援事業費補助金				△66,000	
県支出金						
・障害者自立支援給付費等負担金					36,750	
諸収入						
・旧尾張旭市長久手市衛生組合清算負担金受入金					76,785	
市債						
・三郷駅周辺まちづくり事業					△161,300	
主な 歳出	・財政調整基金積立金				△150,000	
	・公共施設整備基金積立金				76,785	
	・定額減税補足給付金給付事務委託料				△21,759	
	・介護給付・訓練等給付費				147,000	
	・三郷駅周辺まちづくり事業				△380,469	
	・人件費				74,057	
繰越明許費補正 4件、債務負担行為補正 2件、地方債補正 3件						

第59号議案 令和7年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

(保険医療課)

(単位 千円)

	補正前予算額	7,197,860	補正予算額	14,407	補正後予算額	7,212,267
主な 歳入	・繰入金				11,407	
主な 歳出	・人件費				11,407	

第60号議案 令和7年度尾張旭市土地取得特別会計補正予算（第2号）（財政課）

(単位 千円)

	補正前予算額	357,524	補正予算額	88,351	補正後予算額	445,875
主な 歳入	・財産収入				88,351	
主な 歳出	・諸支出金（土地開発基金償還金）				88,351	

第61号議案 令和7年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第2号）（長寿課）

(単位 千円)

補正前予算額	7,276,140	補正予算額	15,188	補正後予算額	7,291,328
主な 歳入	・国庫支出金 ・繰入金				4,485 10,767
主な 歳出	・総務費（介護保険システム改修委託料） ・人件費				8,026 5,419

第62号議案 令和7年度尾張旭市水道事業会計補正予算（第1号）（経営政策課）

(単位 千円)

収入	補正前額	2,169,756	補 正 額	△328	補正後額	2,169,428
支出	補正前額	2,461,378	補 正 額	8,316	補正後額	2,469,694
主な内容	・人件費					8,316

第63号議案 令和7年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算（第2号）（経営政策課）

(単位 千円)

収入	補正前額	2,970,410	補 正 額	△81	補正後額	2,970,329
支出	補正前額	3,498,875	補 正 額	4,162	補正後額	3,503,037
主な内容	・人件費					4,162

第64号議案 尾張旭市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び尾張旭市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について（総務課）

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日

第65号議案 尾張旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について（総務課）

行政手続等において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和8年4月1日

第66号議案 尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について（人事課）

議員の期末手当の支給月数を改定するため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和8年4月1日

第67号議案 尾張旭市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について（人事課）

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を改定するため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和8年4月1日

第68号議案 尾張旭市職員の給与に関する条例等の一部改正について（人事課）

職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数並びに会計年度任用職員の報酬基準額を改定するため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和8年4月1日

第69号議案 尾張旭市立小中学校体育施設使用料条例の一部改正について（健康都市・スポーツ課）

尾張旭市立中学校体育施設の使用料を変更するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和8年4月1日

第70号議案 尾張旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について（こども未来課）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日

第71号議案 尾張旭市下水道条例の一部改正について（経営政策課）

下水道使用料及び排水設備等工事計画確認申請手数料を変更し、並びに災害その他非常の場合における排水設備工事の特例を定めるため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和8年4月1日

第72号議案 尾張旭市水道事業給水条例の一部改正について（経営政策課）

水道料金及び設計審査等手数料を変更し、並びに災害その他非常の場合における給水装置工事の特例を定めるため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和8年4月1日

第73号議案 尾張旭市火災予防条例の一部改正について（予防課）

林野火災予防の実効性を高めるため、所要の整備を図る。

施行期日 令和8年1月1日

第74号議案 市道路線の認定及び廃止について（土木管理課）

市道の一部が三郷駅前地区市街地再開発事業区域内に編入されることに伴い、路線を認定及び廃止する必要があるとともに、開発行為により帰属された道路等を管理するため、市道として認定する。

認定路線 三郷26号線、柏井26号線、北山36号線

廃止路線 三郷4号線

2025年 11月 14日

尾張旭市議会議長 さかえ 章演 様

(請願団体)

愛知自

実行委員会

森

名

澤下

館3階301号

(紹介議員)

神原利宏

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書

【趣旨】

日頃から住民のいのちと暮らしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。

愛知自治体キャラバンは、45年を経過しました。この間、子ども医療費無料制度は18歳までの完全無料化が入院100%、外来91%まで到達しました。また、介護保険における「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大や改善、任意予防接種では、帯状疱疹ワクチンの定期接種化、妊産婦健診事業など拡充されています。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

国民の生活は窮乏しています。連続する「物価高騰」、米不足と「高値」は国民生活に打撃を与え、さらに、介護・国保・後期高齢者の保険料と介護利用料・医療費自己負担が重くのしかかっています。また、骨太方針2025では、「全世代型社会保障改革」の名の下、11万床の病床削減やOTC類似薬の保険外し等が盛り込まれ、国民負担増がすすめられようとしています。

すでに、病院の7割が赤字、人手不足と重なり「医療崩壊」が懸念されます。訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなど「介護崩壊」も深刻です。また、マイナ保険証一本化にむけた、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場と患者利用者の混乱も深刻です。

つきましては、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の請願項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【請願項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。
- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。
- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

(2)介護保険サービス



- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス（「現行相当サービス」）が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。
- ②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。
- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。
- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそろばんとしてください。

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の待遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。
- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。
- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。
- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

(5)高齢者福祉施策の充実

- ①サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり（たまり場）事業への助成を拡充してください。
また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。

★②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

- ①認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。
- ②認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

2. 国保の改善

★(1)保険料（税）の引き下げ

- ①保険料（税）の引き上げを行わず、払える保険料（税）に引き下げてください。
- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料（税）の引き下げに使ってください。

★(2)保険料（税）の減免制度

- ①低所得世帯のための保険料（税）の減免制度を実施・拡充してください。
- ②18歳までの子どもに均等割保険料（税）の減免制度を実施・拡充してください。
- ③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

★(3)保険料（税）滞納者への対応

- ①保険料（税）滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。
- ②保険料（税）滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。
- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

(4)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

(5)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

★(6)資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるよう、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

★②子どもの医療費無料制度について、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてくださ

い。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

★④妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

(2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

★(4)子どもの権利を保障する保育の質の向上

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

②希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

③乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

6. 障害者・児施策

①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。

③夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

④障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

★⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起こらない支援策を講じてください。

7. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする帯状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。
- ★②高齢者用肺炎球菌・帯状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

8. 健診・検診

- ★①5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。
- ②保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

9. 地域の保健・医療

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。
- ②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。
- ③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ①マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。
全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ②介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。
- ③介護労働者の安定雇用のために待遇を改善してください。
- ④18歳までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑤小中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑥障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。
- ⑦医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の待遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

2. 愛知県に対する意見書

- ①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。
- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。
- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
- ⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。
- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の待遇改善、人材確保をしてください。

以上

国への意見書①

物価高に即した年金増額、公的年金制度の改善を求める意見書（案）

公的年金制度は、今や、老後の安心した暮らしを実質的に支える国民生活に必要不可欠な制度であり、高齢者はもとより、若い世代にとっても、親や自分自身の高齢期の生活についての心配を取り扱う役割を持つ重要な制度である。

しかし、老齢年金をはじめ障害年金、遺族年金の2025年度改定は、物価上昇率を大きく下回るものとなっている。

急激な物価上昇が進行する中で、月額10万円に満たない低年金受給者は2千万人を超え、ことに女性の低年金の実情は深刻さを増している。

憲法25条に基づくナショナル・ミニマム保障として、基礎年金の国庫負担割合を引き上げ、物価高に即した年金増額と公的年金制度の改善を求める。

記

1. 2026年度の年金額改定は物価上昇率に基づき増額すること。
2. 国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分3万3千円をすべての高齢者に支給すること。

以上、地方自治法第99条規定により、意見書を提出する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

国への意見書②

介護保険制度の改善を求める意見書(案)

介護保険が始まってから 25 年。この間、65 歳以上加入者の保険料は 2 倍以上、利用者 2 割、3 割負担の導入など国民の負担は増え続け、介護のための離職者は毎年約 10 万人に及ぶなど、「介護の社会化」とは正反対の状況が続いている。

2024 年度の介護報酬改定は不十分なものとなり、物価高騰と深刻な人手不足とが相まって介護事業所は深刻な経営難に直面し、介護事業所の倒産・廃業は過去最多となった。とりわけ、訪問介護の基本報酬引き下げにより地域の身近な訪問介護事業所が倒産や廃業に追い込まれる事態が生まれており、不安と怒りの声が噴出している。

今、まさに、このような加入者、利用者、事業所、介護従事者が抱えている困難を解決するため緊急の改善策が求められている。

ところが、政府は多くの反対の声に押されて先送りした利用者負担の 2 割負担拡大、ケアプランの有料化、要介護 1・2 の訪問介護等の総合事業への移行など、いっそうの給付削減、利用者負担増を具体化しようとしており、到底容認できない。

よって、国においては介護保障を充実するために、次の事項の改善を求める。

1. 新たな給付削減・負担増はおこなわず、拡大・軽減すること。

- ①利用料の 2 割負担、3 割負担を 1 割に戻すこと。低所得者の利用料減免措置を講じること。
- ②ケアプラン有料化などの利用者負担増はしないこと。
- ③総合事業に移行した要支援 1・2 の訪問介護等の「従前相当サービス」を現行の予防給付に戻すこと。要介護者に対象を広げないこと。
- ④2021 年 8 月から実施した補足給付の改定を取りやめ、「資産要件」「配偶者要件」を撤廃すること。補足給付の対象を認知症グループホーム、介護付き有料老人ホームなど特定施設に拡大すること。
- ⑤訪問介護の回数による届出制限は中止すること。
- ⑥福祉用具の貸与制度を維持すること

2. 特別養護老人ホームの入所対象を要介護 1 以上に戻すこと。

3. 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し緊急に引上げるとともに、介護報酬を大幅に引き上げ、介護基盤の維持・向上に努めること。

4. 保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げ、保険料を引き下げる。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

国への意見書③

介護労働者の労働環境の改善を求める意見書（案）

介護の現場は慢性的な人手不足が続いている、質の高いケアが提供できない状況である。人が足りず目が届かないことからくる転倒・骨折などの事故は後を絶たず、余裕がなくやりたい介護ができないことが離職にもつながっている。

9期の介護保険事業計画に基づく介護職員数の必要数については、2040年度までに約57万人の介護人材が不足するとしている。介護現場の低賃金・過重労働は介護職員の離職を招き、2020年代には13-15%で推移している。

質の高い介護サービスを確保するためには、介護職が働き続けられる労働環境の整備が必要である。介護職の賃金は全産業平均より約8万円も低くなってしまっており、これが離職に拍車をかけている。将来的にも必要不可欠な仕事である介護職の確保を行うためには、全産業平均までの賃金の引き上げが求められる。

介護施設の夜勤体制は、小規模施設はほとんどが一人体制となっており、仮眠はおろか、休憩時間すら取れない労働基準法違反の状態が放置されている。一人夜勤のプレッシャーが離職にもつながっている。一人夜勤で他者の目がないこと、介護職の精神的余裕がないことが、虐待にもつながっている。

障害者施設で、一人夜勤中に職員が急死して利用者が朝まで放置となってしまった事例も起こっている。一人夜勤では利用者も職員も守れることは明らかであり、早急な改善が求められる。夜勤は複数体制を基本に人員配置基準を見直し、複数配置できるよう国として財政支援を行うことを求める。

よって、国においては、以下の改善を要望する。

1. 介護労働者の安定雇用のために待遇を改善すること。

2. 夜勤は複数配置ができるよう人員配置基準を見直し、財政支援を強めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

国への意見書④

18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書（案）

子ども医療費無料制度は、子育て世代の切実な願いである。子どもは病気やけがが多く、重症化リスクも高いため早期の診断と治療が大切である。発熱しても手元にお金がないで病院にいけない状況は、病状が急変しやすい子どもにとって命に直結する問題である。そのため、子ども医療費無料制度は、子育て支援の推進施策の大きな柱となっている。

現在、子ども医療費助成制度をめぐり、愛知県内では入院・通院とも「中学校卒業まで無料」は54市町村（100%）が実施している。さらに、入院・通院とも「18歳年度末まで無料」は49市町村（91%）が実施し、入院の「18歳年度末まで無料」は54市町村（100%）が実施している（2025年10月1日時点）。

こども家庭庁の全国の実施状況調査でも、18歳年度末以上を対象に助成を行っている自治体は、入院で86%、通院で84%と、全国的にも増加している（2024年4月1日時点）。

このような現状を鑑みれば、18歳年度末までを対象とした医療費助成制度を国の責任で創設することは全国民的な願いである。

子ども医療費助成に関し、全国知事会など地方3団体も、全国一律の子ども医療費助成制度の創設を国に求めている。

以上のことから、国において次の事項の改善を求める。

1. 子育て支援の観点から、国の責任で18歳年度末までの医療費無料制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）宛

国への意見書⑤

学校給食費の無償化の早期実現を求める意見書（案）

憲法 26 条は、「義務教育は無償とする」と明記されており、教科書は無償になっている。しかしながら、学校給食は「食育」として学校教育の一環として位置付けられているにとかかわらず、学校給食法第 11 条で学校給食費は保護者負担とするとして、保護者負担となっている。

小中学生を持つ保護者は、給食費以外に、習字や絵具などの教材費、体操着などの隠れ教育費といわれる教育費の負担が重くのしかかっているうえに、高物価で、経済的に苦しい状況に陥っている世帯が増え、世帯収入による教育格差が広がっている。また、物価高騰のため、給食費の値上げまたは給食の質の低下を招いている自治体もある。9 人に 1 人の子どもが貧困状態になっており、夏休みになると痩せる子どもがいるというなかで、子どもの育ちを保障するうえで給食の役割は大きい。

学校給食費の無償化は、子育て世代の負担軽減策として大きな期待が寄せられており、学校現場で給食費を徴収している教職員の負担軽減の観点からも大いに有効性を発揮するものとして、実現されるべき政策である。

よって、国に対し、国の負担で学校給食費の無償化を早期に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）宛

国への意見書⑥

障害者児の「暮らしの場」の拡充を求める意見書（案）

障害があるがゆえに、何らかの社会的支援が必要な障害者児は年々増加している。

現行の障害福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの社会資源の絶対的不足が慢性化しており、結果として多くの障害者児が家族の介護に依存した生活を余儀なくされている。多くの障害者児と家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の現実のなかで、生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を切実に望んでいる。

深刻な現状にもかかわらず、国は地域移行政策によって入所施設を削減しようとしている。国が増やそうと計画しているグループホームでは生活が困難な重度障害者は行き場を失い家族介護せざるを得ない。こうした実態を開拓するために、どんな障害があっても地域で自立・自律した生活が安心して送れるように必要な社会資源の拡充を早期に実現するよう、下記の事項を強く要望する。

記

1. 絶対的に不足している障害者児の「暮らしの場」を拡充すること。
2. 全国の入所施設待機者の実態調査を行い、待機者の深刻な実態を明らかにし、入所施設削減方針を見直すこと。
3. 暮らしの場での職員の労働条件を改善すること。とりわけ複数夜勤体制ができるようすること。
4. 障害者福祉関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）宛

国への意見書⑦

医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の全産業平均との賃金格差をなくすことを求める意見書（案）

医療・介護・福祉・保育など公的価格で運営されるケア労働の職場では、人材確保対策としての賃金の引き上げは喫緊の課題である。2022年6月に公的価格評価検討委員会がまとめた中間整理で「専門性に比して未だ低い状況」と評され、持続的な処遇改善の取り組みが必要と指摘した。2024年の医療・介護・障害分野の報酬改定ではプラス改定が行われたものの、2025年3月に厚労省から発表された全産業平均との賃金格差は介護8.3万円、障害7.8万円と拡がっている。厚生労働省が発表した全国の25春闘平均妥結額18,629円で前年比1,214円増となっている。

また、厚生労働省が示している「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」で参考給与は国家公務員の福祉職俸給表としているが、2025年人事院勧告では昨年に続き平均15,014円の引き上げ勧告がされた。臨時での報酬改定がなければ全産業平均との格差はさらにひろがってしまう。国は早急に公的価格評価検討委員会の下で、根拠ある賃上げ施策を実施するべきである。さらには最低賃金が毎年引き上がっている。中央最低賃金審議会では最低時間給を63円引き上げる答申を示し、愛知県では1,140円となった。労働の現場では、最低賃金近傍で働くものが多く、正規職員だけでなく非正規職員すら深刻な人材確保難となっている。

地域医療介護総合確保基金の柔軟な活用をはじめ、あらゆる対策で職員処遇の抜本的な改善を国が推し進めるべきである。すべての国民の人権を守るためにも、ケア労働者が専門性に誇りを持ちながら働き続けられる賃金水準にし、少なくとも全産業平均との格差を国の責任で埋めるべきである。利用者の生活、職員の生活を守るためにも、以下のことを国に強く要望する。

記

1. 医療・介護・福祉・保育など公的価格で運営される職場に対し、全産業平均と遜色ない賃金となるよう処遇改善を実施すること。
 - ①国は公的価格評価検討委員会を早急に再開し、現状の分析と着実な処遇改善を推し進め、早急に全産業平均との格差をなくすこと。
 - ②国は最低賃金の引き上げに対応できる公定価格・報酬単価の仕組みをつくり、賃金の底上げが確実に実施できること。
 - ③処遇改善を実施する際は、職員の賃上げ部分について利用者負担に跳ね返さないこと。
2. 国は人材確保対策として地域医療介護総合確保基金の活用を各都道府県に促すこと。また、特徴的な計画は共有し、どの都道府県でも格差がおきないようすること。

以上

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策） 宛

愛知県への意見書①

国民健康保険への愛知県独自の財政措置の強化を求める意見書

(案)

国の国民健康保険制度改革で2018年度から、愛知県は市町村とともに国保の保険者を担っている。国民健康保険制度は加入者の年齢構成が高く医療費が高水準となることや、被保険者の所得水準が低いという構造的な問題があり保険料の負担が重たくなっている。

しかしながら、愛知県は、県独自にこれら構造的問題を解消する役割を果たしてきた市町村国保への事業費補助金を2014年度から廃止した。この事業は、県の2013年度事務事業評価調査で「必要性は高い」「休廃止の影響は大きい」と評価されている。

また、市町村が愛知県に納める国保の1人当たりの平均納付金額は、2022年から2025年の4年間で約3.3万円(24.1%)も引き上げられ、市町村が決める国保料(税)は大幅な値上げを余儀なくされている。

国保運営の都道府県単位化にともない、県は国保財政の責任主体の役割を担っている。

よって、愛知県において、次の事項の改善を求める。

1. 国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、国保料(税)を引き下げるために、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げる。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

愛知県への意見書②

加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設等を求める意見書（案）

70歳以上の高齢者の約半数は加齢性の難聴と推定されている。

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるとともに、うつ状態や認知症の要因になる危険性も指摘されている。

補聴器は高額なうえ保険適用がないため、所有率は欧米諸国と比べてきわめて低い状況にある。

東京都では、既に都として補聴器購入助成制度を創設している。愛知県においても、高齢になっても心身ともに健やかに過ごすことができるよう、県としての補聴器購入に対する助成制度の創設等を求める。

1. 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設すること。
2. 国に対して公的助成制度の創設を強く働きかけること。
3. 特定健康診査項目に聴力検査を組み入れること。

以上、地方自治法第99条規定により、意見書を提出する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 矢

愛知県への意見書③

子どもの医療費助成制度の18歳までの引き上げを求める意見書（案）

子ども医療費無料制度は、子育て世代の切実な願いである。子どもは病気やけがが多く、重症化リスクも高いため早期の診断と治療が大切である。発熱しても手元にお金がなくて病院にいけない状況は、病状が急変しやすい子どもにとって命に直結する問題である。そのため、子ども医療費無料制度は、子育て支援の推進施策の大きな柱となっている。

愛知県内では入院・通院とも「中学校卒業まで無料」は54市町村（100%）が実施している。さらに、入院・通院とも「18歳年度末まで無料」は49市町村（91%）が実施し、入院の「18歳年度末まで無料」は54市町村（100%）が実施している（2025年10月1日時点）。

一方で、愛知県制度の対象範囲は2008年度以降改定されず、県内の市町村の水準には大きな後れをとっている。この間、群馬県、鳥取県が県制度として通院・入院とも18歳年度末医療費無料制度を実施している。

愛知県制度でも通院・入院ともに18歳までの対象年齢引き上げが求められている。

よって、愛知県において、次の事項の改善を求める。

1. 子ども医療費助成制度の対象を18歳まで引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

愛知県への意見書④

愛知県に学校給食無償化のための補助を求める意見書（案）

憲法 26 条は、「義務教育は無償とする」と明記されており、教科書は無償になっている。しかしながら、学校給食は「食育」として学校教育の一環として位置付けられているにもかかわらず、学校給食法第 11 条で学校給食費は保護者負担とするとして、保護者負担となっている。

小中学生を持つ保護者は、給食費以外に、習字や絵具などの教材費、体操着などの隠れ教育費といわれる教育費の負担が重くのしかかっているうえに、高物価で、経済的に苦しい状況に陥っている世帯が増え、世帯収入による教育格差が広がっている。また、物価高騰のため、給食費の値上げまたは給食の質の低下を招いている自治体もある。9 人に 1 人の子どもが貧困状態になっており、夏休みになると痩せる子どもがいるというなかで、子どもの育ちを保障するうえで給食の役割は大きい。

学校給食費の無償化は、子育て世代の負担軽減策として大きな期待が寄せられており、学校現場で給食費を徴収している教職員の負担軽減の観点からも大いに有効性を発揮するものとして、実現されるべき政策である。

東京都では、市区町村に対し学校給食費の無償化のための補助制度を実施している。

よって、愛知県に対し、学校給食費の無償化を実現するために、県独自の補助を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

愛知県への意見書⑤

感染症病床の増床・地域に必要な病床の確保を求める意見書（案）

愛知県は県内を 11 の構想区域に分け、区域ごとに 2025 年における必要病床数を計算している。しかしこれはコロナ以前に立てられた計画であり、新型コロナ感染症による感染症病床、高度急性期・急性期病床の必要性が高まっている状況は加味されていない。

新型コロナ感染症は 5 類となつても脅威は変わらず、今後もいつまた新たな感染症が発生するかもわからない状況である。コロナ禍で入院できずに自宅で亡くなる事例も多発した。感染症や災害など不測の事態に対応するためには、普段から余裕ある病床数の確保と人員の配置が必要である。

よつて、下記の事項について愛知県に要望する。

1. 感染症病床を増床すること。
2. 地域に必要な病床を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

愛知県への意見書⑥

公的価格で働く職員の確保と処遇改善を求める意見書（案）

医療・介護・福祉などの施設収入は公的価格となっており、公的価格の水準がその職場で働く労働者の賃金・労働条件に影響を及ぼす仕組みとなっている。医療・介護・福祉など公定価格の職場で働く職員の賃金は、他産業と比べても依然として低く、そのことが深刻な人手不足や離職の原因にもなっている。

2024年の報酬改定ではプラス改定が行われたものの、2025年3月に厚労省から発表された全産業平均との賃金格差は介護8.3万円、障害7.8万円と拡がっている。現場は、人手不足のために過重労働となりミスやニアミスが生じやすくなり、患者・利用者の安全や労働者の健康が危ぶまれる。このままでは、人手不足のため事業縮小や廃業につながり県民の命や健康、生活を守ることができない提供体制となってしまう。

地域医療介護総合確保基金を活用し、あらゆる対策で職員処遇の抜本的な改善を国と県が推し進め、人材確保をすべきである。すべての国民の人権を守るためにも、ケア労働者が専門性に誇りを持ちながら働き続けられる賃金水準にし、少なくとも全産業平均との格差を国と県の責任で埋めるべきである。

よって、下記の事項について愛知県に要望する。

1. 地域医療介護総合確保基金を活用し、公的価格で働く職員の人材確保への補助を拡充すること。
2. 地域医療介護総合確保基金を活用し、公的価格で働く職員の処遇・賃金を抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

令和 7 年 11 月 13 日

尾張旭市議会

議長 さかえ章演 様

陳情者 尾張旭市桜ヶ丘町三丁目 84 番地

堀田誠三

外

入

「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書採択に関する陳情

1 陳情の趣旨

尾張旭市市議会におかれましては、日頃より、市民生活の向上と発展のため、ご尽力いただいていることに敬意を表します。

市議会は平成 23 年（2011 年）、「非核平和都市宣言」を全会一致で議決されました。宣言には「唯一の戦争被爆国に住む私たちは、二度と悲劇を繰り返さないよう『核兵器のない世界』の実現に向けて、国際社会に働きかけていかなければなりません」とうたってあります。平成 29 年（2017 年）には国連で、「最上位の国際的な公益である核兵器のない世界を達成し及び維持すること」を目標とする「核兵器禁止条約」が 122 カ国の賛成を得て採択され、令和 3 年（2021 年）1 月 22 日には国際法として発効しました。

尾張旭市の「非核平和都市宣言」は「核兵器禁止条約」の趣旨を先取りするものであり、この点、私ども市民の誇りとするところです。

昨年 12 月には、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しました。本年は広島・長崎の被爆 80 周年に当たる節目の年でもあります。被爆者の願いにこたえ、人類がさらされている核兵器による威嚇と核使用の危機から脱出するためには、核戦争の可能性そのものを消滅させなければなりません。今や核兵器禁止条約の現実的意義がいっそう明確になっています。私どもはこの条約がより実効性の高いものとなり、一刻も早い核兵器のない世界の実現に向けて、国際社会が歩みを進めていくことを強く願うものです。

尾張旭市では市政のなかで、広島での平和記念式典への参列、被爆体験「語り部」講



演会の開催、市役所ロビーでのヒロシマ・ナガサキ原爆ポスター展示など、非核平和への取組が積極的におこなわれています。またさまざまな市民による非核平和を目指す活動も盛んです。このような動向を基礎に、「国際社会に働きかけて」いくため、市議会が「核兵器禁止条約」への署名・批准をもとめる意見書を採択され、政府ならびに国会にその意見書をご提出くださるようお願い申し上げます。

2 陳情の内容

「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書を、地方自治法第99条の規定により政府（内閣総理大臣、外務大臣）ならびに国会（衆議院議長、参議院議長）に提出してください。

核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書（案）

被爆者の「世界の誰にも二度とこの体験をさせてはならない」という長年にわたって発信してきた強い訴えが国際社会を動かし、令和3年（2021年）1月22日、核兵器禁止条約が発効しました。この条約は、史上初めて核兵器が全面的に禁止されるべき対象であることを明確にする根本規範です。のみならず、ロシア連邦によるウクライナ侵攻のなか、人類が核兵器による威嚇と核使用の危機にさらされている現在、核戦争の可能性を消滅させるものとしての核兵器禁止条約の現実的意義が明確になっています。私どもはこの条約がより実効性の高いものとなり、一刻も早い核兵器のない世界の実現に向けて、国際社会が歩みを進めていくことを強く願っています。

昨年12月には、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しました。本年は広島・長崎の被爆80周年に当たる節目の年でもあります。核兵器廃絶へと一歩踏み出すためには、我が国も締約国である核不拡散条約（NPT）の趣旨を踏まえて核軍縮論議を着実に前進させつつ、同時に核兵器禁止条約にも核保有国やその同盟国を始め多くの国が参加し、条約の効果的な運用と発展に向けた議論が行われることが極めて重要です。日本政府がその議論に加わることは、被爆者の切なる願いと被爆の実相を踏まえた対応となるだけでなく、核保有国と非核保有国との分断を解消し、核兵器廃絶に向けた議論の共通の基盤を形成するための橋渡し役を果たすことにもなると考えます。

よって、日本政府に対し、唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約への署名・批准をおこなうよう強く求めるとともに、世界の多くの人々の期待に応えて、核兵器のない世界に向けて国際的な役割を果たしていくことを切に要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年 月 日

愛知県尾張旭市議会

提出先

内閣総理大臣
外務大臣
衆議院議長
参議院議長

陳 情 文 書 表 (データ配付)

番 号	件 名	陳 情 者
1	医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書の提出に関する陳情	名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3F 愛知県労働組合総連合（愛労連） 議長 西尾 美沙子
2	介護・障害福祉分野における処遇改善と公的支援の強化を求める意見書の提出に関する陳情	名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3F 愛知県労働組合総連合（愛労連） 議長 西尾 美沙子
3	保育士・学童保育支援員の処遇改善に関する陳情	名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3F 愛知県労働組合総連合（愛労連） 議長 西尾 美沙子
4	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書	名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階301号 愛知自治体キャラバン実行委員会 代表者 森谷 光夫

要望書等文書表

受理年月日	件 名	提 出 者
R7. 9. 1	令和8年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い	東京都千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル4階 公益社団法人日本理科教育振興協会 会長 大久保 昇
R7. 10. 30	学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い	東京都港区虎ノ門3-10-11 虎ノ門PFビル 一般社団法人日本教材備品協会 会長 大久保 昇

令和8年度 議会費予算要求額

▲現時点で減額と判断 ●現時点で増額と判断 (千円)

節	節の名称	前年との比較	要求額	増減額
1	報酬	前年と同額	105,444	0
2	給料	予算額は人事課の指示による		
3	職員手当等	予算額は人事課の指示による（議員期末手当を含む。）		
4	共済費	予算額は人事課の指示による（議員共済会負担金を含む。）		
7	報償費	前年と同額	255	0
8	旅費	▲全国市議会議長会研究フォーラム及び東海市議会事務研究会の会場変更 ▲日当の廃止	2,096	▲166
9	交際費	前年と同額	250	0
10	需用費			
1	消耗品費	▲官報情報検索サービスへの変更に伴い、ライセンス使用料に組替え	360	▲90
3	食糧費	前年と同額程度	65	▲7
4	印刷製本費	▲本会議会議録を年度ごとにまとめるための表紙・背表紙の作成を廃止	63	▲98
6	修繕料	前年と同額	100	0
11	役務費	▲クリーニング手数料の皆減	433	▲36
12	委託料	▲議会中継配信システム委託料の契約期間の変更	4,867	▲96
13	使用料及び賃借料	●官報情報検索サービスへの変更に伴い、ライセンス使用料に組替え	690	45
17	備品購入費	▲会派室パソコン買換え、インターネット用パソコン・プロジェクタースクリーン購入費の皆減	123	▲850
18	負担金、補助及び交付金	前年と同額程度	3,609	6
合　　計			118,355	▲1,292

【歳入】

節 21（雑入）－細節 51（行政調査・視察受入金） 75 千円 (+15 千円)

令和9年度 議会費予算要望事項

内 容	必要経費及び理由	会派名 要望額

提出期限 令和8年1月16日(金)午後5時

尾張旭市議会告示第 1 号

尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程（令和 5 年議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 月 日

尾張旭市議會議長 さかえ 章 演

改 正 前	改 正 後
<p>第 2 号様式（第 9 条関係）</p> <p>保有個人情報開示請求書</p> <p>(略)</p> <p>3 本人確認等</p> <p>(略)</p> <p>イ 請求者本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/>運転免許証</p> <p><input type="checkbox"/>個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）</p> <p><input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>※ 請求書を送付して請求する場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。</p> <p>(略)</p>	<p>第 2 号様式（第 9 条関係）</p> <p>保有個人情報開示請求書</p> <p>(略)</p> <p>3 本人確認等</p> <p>(略)</p> <p>イ 請求者本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/>運転免許証</p> <p><input type="checkbox"/>個人番号カード _____</p> <p>_____</p> <p><input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>※ 請求書を送付して請求する場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。</p> <p>(略)</p>
<p>第 13 号様式（第 18 条関係）</p> <p>保有個人情報訂正請求書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>2 請求者本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/>運転免許証</p> <p><input type="checkbox"/>個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）</p>	<p>第 13 号様式（第 18 条関係）</p> <p>保有個人情報訂正請求書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>2 請求者本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/>運転免許証</p> <p><input type="checkbox"/>個人番号カード _____</p> <p>_____</p>

<p><input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>※ 請求書を送付して請求する場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。</p> <p>(略)</p>	<p><input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>※ 請求書を送付して請求する場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。</p> <p>(略)</p>
<p>第20号様式（第20条関係）</p> <p>保有個人情報利用停止請求書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>2 請求者本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/>運転免許証</p> <p><input type="checkbox"/>個人番号カード又は<u>住民基本台帳カード</u>（<u>住所記載のあるもの</u>）</p> <p><input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>※ 請求書を送付して請求する場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。</p> <p>(略)</p>	<p>第20号様式（第20条関係）</p> <p>保有個人情報利用停止請求書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>2 請求者本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/>運転免許証</p> <p><input type="checkbox"/>個人番号カード _____</p> <p>_____</p> <p><input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>※ 請求書を送付して請求する場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。</p> <p>(略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年12月28日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程の

規定に基づいて提出されている請求書は、この規程による改正後の尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程の規定に基づいて提出された請求書とみなす。

長期欠席議員の議員報酬等の減額について

1 経緯

昨今、全国の地方議会において、本会議等を長期にわたり欠席している議員に対し、議員報酬等が支払われていたことが問題となった事案が発生している。本市議会においても、議員の逮捕拘束を始め、病気等による長期間の欠席に対し、議会の態度を示すため、報酬の減額等について検討する。

2 現状

令和7年9月現在、本市議会では、長期欠席議員に関する報酬等の規定はない。今年度、議長から議会運営委員会の所管事項として、長期欠席議員の議員報酬等の減額の検討を諮問されている。

3 議員報酬に係る法的根拠

各種法令には、長期欠席議員への報酬に関する直接の規定はないため、支給の是非について様々な議論がある。

【参考】

● 地方自治法

第203条第1項 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

第3項 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

● 議会基本条例

第23条 議会は、議員報酬について、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に検討しなければならない。

2 議員報酬に関して必要な事項は、別に条例で定める。

● 尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

4 近隣市議会の状況

長期欠席議員に関する報酬減額・不支給の規定がある市議会

条例中に規定：名古屋市、岡崎市、常滑市、稲沢市、東海市、長久手市

特例で規定：半田市、刈谷市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、

日進市、田原市、みよし市

5 具体的な検討事項

検討事項①「条例名」

内容

「尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を一部改正するのか、又は「尾張旭市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を新規制定するのか。

検討事項②「趣旨（目的）」 → 第1条

内容

「尾張旭市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」とした場合に必要。

検討事項③「減額等の事由」 → 第4条・第5条・第7条・第8条

内容

議員報酬等の減額の事由をどうするのか。

- 疾病や自己都合等により一定期間、議会の会議を欠席したとき
- 逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたとき

検討事項④「欠席とみなす会議等の範囲」 → 第2条第1号**内容**

議員報酬等減額の対象となる会議等の範囲をどうするのか。

地方自治法等に規定する会議等（本会議、委員会及び協議又は調整を行うための場、議員派遣、委員派遣）に限るのか、又は個人の議員活動を除く全ての会議等を対象とするのか。

検討事項⑤「適用除外」 → 第6条**内容**

やむを得ない事由で会議等への出席ができない場合の適用除外を設けるのか。設ける場合、その具体的な事由をどうするのか。

- 公務上の災害等、議員の出産、感染症などの疾病
- その他議長が認める場合

検討事項⑥「議員報酬の減額率等」 → 第4条第1項**内容**

議員報酬の減額率については、各市議会でそれぞれ異なっているため、本市議会での整理が必要。

検討事項⑦「議員報酬の減額となる期間」 → 第4条第2項**内容**

議員報酬の減額となる期間については、各市議会でそれぞれ異なっているため、本市議会での整理が必要。

検討事項⑧「期末手当の取扱い」 → 第5条**内容**

期末手当の取扱いについては、各市議会でそれぞれ異なっているため、本市議会での整理が必要。

検討事項⑨「欠席の届出」 → 第3条**内容**

長期欠席期間に係る届出については、各市議会でそれぞれ異なっているため、本市議会での整理が必要。届出を必要とした場合の様式の有無についても整理が必要。

検討事項⑩「一時差止処分（支給停止）」 → 第7条・第8条・第9条・第10条**内容**

議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けた場合の取扱いをどうするのか。

- ⇒ 公訴を提起しない処分が行われたとき又は無罪判決が確定したとき
 - ➡ 一時差止分を取り消し、支給する。
- ⇒ 有罪の判決が確定したとき
 - ➡ 一時差止分を不支給

検討事項⑪「疑義が生じた場合」 → 第14条**内容**

条例の適用に関し、疑義が生じた場合は議長が議会運営委員会に諮って決定するなどといった取扱いについて

検討事項⑫「その他」 → 第11条・第12条**内容**

その他、必要事項記載の検討

委員会提案第 号

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例の制定について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び尾張旭市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和 年 月 日

尾張旭市議會議長 殿

提出者

議会運営委員長

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市議會議員が市議会の会議を長期欠席等した場合の議員報酬及び期末手当の支給に関し、必要な事項を定めるため必要があるからである。

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、尾張旭市議會議員（以下「議員」という。）の果たすべき職責に鑑み、議員が長期にわたって市議会の会議を欠席した場合及び刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けた場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年条例第1号）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議 尾張旭市議会定例会及び臨時会の本会議並びに尾張旭市議会委員会条例（平成15年条例第1号）に基づき設置された委員会の会議をいう。
- (2) 長期欠席 療養、自己都合その他の事由により、90日を超えて市議会の会議を欠席することをいう。
- (3) 公務上の災害等 尾張旭市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第13号）に基づき認定された公務又は通勤により生じた災害をいう。

(長期欠席に係る届出)

第3条 議員は、長期欠席をすることとなつたときは、その旨を長期欠席届出書（第1号様式）により議長に届け出なければならない。この場合において、当該議員が自ら届け出ることができないときは、当該議員の代理人として当該議員の親族が届け出ることができる。

- 2 前項の規定による届出において、長期欠席の事由が療養による場合は、医師が記載した証明書等を添えなければならない。
- 3 議員は、第1項の規定による届出後に市議会の会議に出席できることとなつたときは、その旨を復帰届出書（第2号様式）により議長に届け出なければならない。

(議員報酬の減額)

第4条 議員が長期欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、次の表の左欄に掲げる市議会の会議を欠席した日から起算して引き続き市議会の会議に出席していない日数（以下「欠席相当日数」という。）に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。

欠席相当日数	割合
90日を超える180日以下であるとき	100分の80
180日を超える365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の0

- 2 前項の規定は、欠席相当日数が90日、180日又は365日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、市議会の会議に出席した日又は前条第3項の規定による届出があつた日のいずれか早い日の前日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。この割合において、市議会の会議に出席した日の属する月については、日割りにより計算する。

(期末手当の減額)

第5条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれ前6月において、前条の規定により議員報酬を減額して支給された月があるときの期末手当の額は、その職に応じた期末手当に、当該減額の計算に係る割合を乗じて得た額とする。この場合において、当該割合が異なるときは、低い方の割合を乗ずるものとする。

(適用除外)

第6条 次に掲げる事由により市議会の会議を長期欠席したときは、前2条の規定は適用しない。

- (1) 公務上の災害等

- (2) 出産（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項本文に規定する期間の範囲内に限る。）
- (3) その他議長が前2号の事由に準ずると認める事由
(議員報酬の支給停止)

第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬の支給を停止する。この場合において、既にその月の議員報酬が支払われていたとき、又は支給の停止ができないときは、翌月の議員報酬から当該支給停止に係る額を差し引いて支給する。

2 前項後段の規定を適用する場合において、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、前項の規定は適用しない。

(期末手当の支給停止)

第8条 基準日のそれぞれ前6月において、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、当該基準日に係る期末手当の支給を停止する。

(支給停止されていた議員報酬等の支給)

第9条 支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該支給停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき、又は当該支給停止に係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、その日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

(議員報酬等の不支給)

第10条 支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該支給停止に係る刑事事件の有罪判決が確定したときは、支給しない。

(日割計算の方法)

第11条 日割り計算は、その月の現日数を基礎として計算する。

(端数計算)

第12条 この条例の規定により計算した議員報酬及び期末手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(減額、支給停止及び不支給の効力)

第13条 この条例の規定による減額、支給停止及び不支給については、当該減額、支給停止及び不支給の事由が生じた日の属する任期中の議員報酬又は期末手当に限り、その効力を有する。

(疑義の決定)

第14条 この条例の適用に関し疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

長期欠席届出書

年　月　日

尾張旭市議会議長 様

議員氏名

代理人氏名

続　柄

連絡先

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例第3条第1項の規定により届け出ます。

1 長期欠席期間

年　月　日から　年　月　日まで

2 長期欠席理由

(1) 療養 (病名)

)

(2) その他 (理由)

)

3 添付書類

診断書

)

その他 (

第2号様式（第3条関係）

復帰届出書

年　月　日

尾張旭市議会議長 様

議員氏名

年　月　日から議会活動等に復帰しますので、尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例第3条第2項の規定により届け出ます。

議員報酬等の減額算定の考え方について

令和7年8月27日から令和8年10月16日まで欠席した場合

- 令和7年8月27日（本会議初日）に長期欠席届出書提出

	8/27	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/16
長期欠席 期間															
議員報酬等 の減額に 係る期間					*基準日						*基準日				
					★ 11/25 91日目			★ 2/23 181日目					★ 8/27 366日目		○ 10/16 復帰
報酬	減額なし (満額支給)			80% 支給	80% 支給	80% 支給	70% 支給	70% 支給	70% 支給	70% 支給	70% 支給	70% 支給	支給 なし	日割 支給	

【議員報酬】

- 令和7年9月～令和7年11月各支給額 → 432,000円(満額)
- 令和7年12月～令和8年2月各支給額 → 432,000円×0.8=345,600円
- 令和8年3月～令和8年8月各支給額 → 432,000円×0.7=302,400円
- 令和8年9月支給額 → 432,000円×0=0円
- ◎令和8年10月支給額(日割) → 432,000円×16日÷31日=222,967円
(10/16～31分)

【期末手当】

- ※ 基準日 6/1及び12/1
- 令和7年12月支給額 → 1,080,540円×0.8=864,432円
- 令和8年6月支給額 → 1,080,540円×0.7=756,378円
- 令和8年12月支給額 → 1,080,540円×0=0円

オンライン化を検討する手続 一覧

○ 直ちにできるもの × 直ちにはできないもの

本会議	主体	相手方	関係法令等	条項	関係法令等	条項	オンライン化
開議の請求	議員	議長	地方自治法	第114条第1項			○
一般質問の通告	議員	議長	会議規則	第50条第1項	議会運営に関する申し合わせ事項	第2の(1)のア	○
質問原稿の提出	議員	議長	議会運営に関する申し合わせ事項	第2の(1)のオ			○
議案質疑の通告	議員	議長	会議規則	第50条第1項			○
討論の通告	議員	議長	会議規則	第50条第1項			○
欠席の届出	議員	議長	会議規則	第2条			○
出席の催告	議長	議員	地方自治法	第113条	会議規則	第12条	○
議案の提出	議員	議長	地方自治法	第112条	会議規則	第13条第1項	×
修正の動議	議員	議長	地方自治法	第115条の3	会議規則	第16条	×
議案（動議）の撤回	議員	議長	会議規則	第18条第2項			×
議案（動議）の訂正請求	議員（委員長）	議長	会議規則	第18条第2項			×
公聴会の開催要求	議員	議長	地方自治法	第115条の2第1項	会議規則	第72条の2	○
参考人の出席要請	議員	議長	地方自治法	第115条の2第2項	会議規則	第72条の8	○

委員会	主体	相手方	関係法令等	条項	関係法令等	条項	オンライン化
委員会の招集請求	委員	委員長	委員会条例	第11条第2項			○
オンライン出席の届出	委員	委員長	委員会条例	第11条の2第2項			○
欠席の届出	委員	委員長	委員会条例	第13条			○
修正の動議	委員	委員長	委員会条例	第28条			×
動議の撤回	委員	委員長	委員会条例	第27条			×
証人の出頭要求	委員長	議長	地方自治法	第100条第1項	委員会条例	第32条	○
記録の提出要求	委員長	議長	地方自治法	第100条第1項	委員会条例	第32条	○
所管事務の調査	委員長	議長	委員会条例	第33条			○
委員の派遣	委員長	議長	委員会条例	第34条			○
委員会の報告書	委員長	議長	委員会条例	第37条			○
公聴会の開催要求	委員長	議長	委員会条例	第56条第1項			○
参考人の出席要請	委員長	議長	委員会条例	第62条第1項			○

オンライン化を検討する手続 一覧

○ 直ちにできるもの × 直ちにはできないもの

その他	主体	相手方	関係法令等	条項	関係法令等	条項	オンライン化
議長の辞職	議長	副議長	会議規則	第86条第1項			×
副議長の辞職	副議長	議長	会議規則	第87条第1項			×
委員長の辞任	委員長	副委員長	委員会条例	第17条			×
副委員長の辞任	副委員長	委員長	委員会条例	第17条			×
議会運営委員及び特別委員の辞任	委員	議長	委員会条例	第18条			×
議員の辞職	議員	議長	会議規則	第87条第1項			×
資格決定の要求	議員	議長	会議規則	第88条			○
資格決定書の交付	議長	議員	会議規則	第90条			○
懲罰動議の提出	議員	議長	会議規則	第94条第1項			×
侮辱に対する処分要求	議員	議長	地方自治法	第133条			○
会派結成の届出	会派代表者	議長	代表者会規約	第3条第1項			○
会派の異動届出	会派代表者	議長	代表者会規約	第3条第5項			○
会派の解散届出	会派代表者	議長	代表者会規約	第3条第6項			○
協議体の編成届出	会派代表者	議長	政策立案等の実施に関する基本指針	第5の(4)			○

○ 尾張旭市議会議場説明用持込物品等に関する申し合わせ事項

【新旧対照表】

改 正 前	改 正 後
5 説明用持込物品を使用しようとする者は、議長に物品を添えて使用申請書を提出し、承認を受けなければならない。_____	5 説明用持込物品を使用しようとする者は、議長に物品を添えて使用申請書を提出し、承認を受けなければならない。 <u>なお、使用申請書及び物品は、一般質問の初日の2日前までに提出するものとする。</u>
7 議長は、承認の申請が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるとときは、承認をしてはならない。_____	7 議長は、承認の申請が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるとときは、承認をしてはならない。 <u>なお、議長は、これらに規定する要件に該当するかどうか疑義があるとき、その他必要があると認めるときは、議会運営委員会の意見を聴くことができる。</u>
(略) <u>また、議長は、これらに規定する要件に該当するかどうか疑義があるとき、その他必要があると認めるときは、議会運営委員会の意見を聴くことができる。</u>	(略)

尾張旭市議会議場説明用持込物品等に関する申し合わせ事項

(令和元年11月15日 議会改革推進特別委員会

(令和7年 月 日 議会運営委員会確認)

- 1 この申し合わせ事項は、本会議における一般質問において、説明のため議場に持ち込んで使用する、パネル、タブレット端末機、写真その他の物品及び紙資料の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この申し合わせ事項における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 説明用持込物品等 本会議における一般質問において説明のため議場に持ち込んで使用する、パネル、タブレット端末機、写真その他の物品及び紙資料をいう。
 - (2) 説明用パネル等 説明用持込物品等のうち、説明のため議員が使用するパネル及びタブレット端末機をいう。
 - (3) 説明用紙資料 説明用持込物品等のうち、説明のため議員が使用する写真、新聞紙、書籍の類その他印刷物をいう。
 - (4) 説明用持込物品 説明用持込物品等のうち、説明用パネル等及び説明用紙資料を除いた一切の物品をいう。
- 3 説明用持込物品等の使用に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。
 - (1) 説明用持込物品等の使用は、発言の内容について相手方の理解を高めることを旨として、あくまでも説明の補助手段であること。
 - (2) 説明用持込物品等の使用は、必要な範囲内に限ること。
 - (3) 説明用持込物品等の内容が著作権その他の知的財産権を侵害しないものであること。
 - (4) 説明用持込物品等の内容が通常他人に公表されたくない個人情報を含まないものであること。
 - (5) 発言に当たっては、説明用持込物品等を参照しなくとも会議録を読んで当該発言の趣旨が理解できるように努めること。
- 4 説明用パネル等又は説明用紙資料を使用しようとする者は、当該質問日の前日（市の休日を除く。）の午後5時までに、議長に物品を添えて口頭で申し出し、承認を受けなければならない。
- 5 説明用持込物品を使用しようとする者は、議長に物品を添えて使用申請書を提出し、承認を受けなければならない。**なお、使用申請書及び物品は、一般質問の初日の2日前までに提出するものとする。**
- 6 次の各号のいずれかに該当する物品については、説明用であっても議場に

持ち込むことができない。

- (1) 生き物
- (2) 液体
- (3) 危険物
- (4) 飛散するもの
- (5) 銃刀等、法で所持が禁止されているもの

7 議長は、承認の申請が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるべきは、承認をしてはならない。なお、議長は、これらの要件に該当するかどうか疑義があるとき、その他必要があると認めるときは、議会運営委員会の意見を聞くことができる。

- (1) 説明用持込物品の内容が著作権その他の知的財産権を侵害すると認められるもの
- (2) 説明用持込物品の内容が個人又は団体の権利利益を侵害すると認められるもの
- (3) 説明用持込物品の内容が公序良俗に反すると認められるもの
- (4) 説明用持込物品の内容が広告、宣伝、勧誘その他の営利又は宗教活動を目的とする内容を含むと認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、説明用持込物品の内容又は使用方法が適当でないと認められるもの

~~また、議長は、これらに規定する要件に該当するかどうか疑義があるとき、その他必要があると認めるときは、議会運営委員会の意見を聞くことができる。~~

8 議長は、承認を受けた者がこの申し合わせ事項の規定の趣旨に違反することとなつたときは、その承認を取り消すことができる。

9 この申し合わせ事項に定めるもののほか、説明用持込物品等の取扱いに關し必要な事項は、議長が別に定める。

決 定	承認する	承認しない

説明用持込物品 使用申請書

年　月　日

尾張旭市議会議長 様

申請者

会派名

議員名

次のとおり申請します。

区分	内 容
使用する持込物品	
使用する質問項目	
使用方法	

~~※説明用持込物品の使用にあたっては、事前申請・承認が必要ですので、この使用申請書に御記入ください。~~

~~【参考】尾張旭市議会議場説明用持込物品等に関する申し合わせ事項（抄）~~

~~（使用の届出）~~

~~4 説明用パネル又は説明用紙資料を使用しようとする者は、当該質問日の前日（市の休日を除く。）の午後5時までに、議長に物品を添えて口頭で申し出し、承認を受けなければならぬ。~~

~~（使用の承認）~~

~~5 説明用持込物品を使用しようとする者は、一般質問の前日までに、議長に物品を添えて使用申請書を提出し、承認を得なければならない。~~

~~6～8（略）~~

~~9 この申し合わせ事項に定めるもののほか、説明用持込物品等の取扱いに關する必要な事項は、議長が別に定める。~~